

太田市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のように委託したので、同条第 2 項及び太田市財務規則（平成 17 年太田市規則第 73 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

太田市長 清水 聖義

- 1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地

- (1) 名称 公益社団法人群馬県獣医師会
- (2) 所在地 高崎市日高町 9 6 5 番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

狂犬病予防注射済票交付手数料及び犬の新規登録手数料

- 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

- 4 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日